伊丹市告示第１６１号

指定地域密着型サービス事業の廃止について

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので，同法第７８条の１１第２号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年１１月２日

伊丹市長　中　田　慎　也

１　地域密着型サービス事業者

（１）事業者の名称	株式会社シニアサークル
（２）事業所の名称	デイサービスリンク伊丹
（３）事業所の所在地	兵庫県伊丹市瑞ケ丘３丁目２４
（４）廃止年月日	令和８年１０月３１日
（５）サービスの種類	地域密着型通所介護